

福井県敦賀・若狭エリア魅力発信ライター募集要項

2024年3月の北陸新幹線福井・敦賀延伸開業や、2025年4月から大阪で開催されている関西万博など、福井県は観光客増加の好機を迎えています。

そこで、福井県の敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町（以下、「敦賀・若狭エリア」という。）の魅力はHPやSNSで発信し、認知向上や誘客促進に取り組む地域おこし協力隊を「福井県敦賀・若狭エリア魅力発信ライター」として募集します。

※敦賀・若狭エリアの暮らしに関しては別紙を参照ください。

1 募集概要

(1) 募集人数 2名

「観光情報全般担当者」（アウトドアアクティビティ除く）	1名
「アウトドアアクティビティ担当者」	1名

(2) 活動概要

「観光情報全般担当者」

- ・敦賀・若狭エリアの認知向上や誘客促進につながる情報の収集や発信
- ・収集や発信の対象とする情報は、敦賀・若狭エリアの観光施設や体験コンテンツ、宿泊施設、料理、食材、イベント、祭り、伝統、文化、景観、住む魅力など、関心喚起や誘客につながることを期待できる幅広い情報（以下、「観光情報等」という）を想定しています。

「アウトドアアクティビティ担当者」

- ・敦賀・若狭エリアのアウトドアアクティビティの利用促進、誘客促進につながる情報の収集や発信
- ・収集や発信の対象とするアウトドアアクティビティは、SUP、カヤック、自転車、トレイル、釣り等、敦賀・若狭エリアで楽しめるもの全般としてください。

2 具体的な活動内容

「観光情報全般担当者」

(1) 観光情報等の情報収集や取材

- ・お客様目線で、観光地を訪れたり、アクティビティを体験したり、あるいは、まち歩きやグルメを楽しみ、カフェでの休憩を兼ねたりしながら、また、出会う人々との会話を楽しみながら、下記(2)～(5)の業務に必要な情報収集や取材を随時行ってください。
- ・情報収集や取材の際には魅力が伝わるような写真を撮ってください。

(2) 若狭湾観光連盟HPでの記事掲載 ([FUKUI 若狭 ONEweb 福井「若狭路」の観光サイト](#))

- ・週1回、月4本程度を目安に、一般社団法人 若狭湾観光連盟（以下「若狭湾観光連盟」という）HPに下記の記事を掲載してください。
- ・「観光情報全般担当者」と「アウトドアアクティビティ担当者」が作成する記事の合計が月4本に満たない場合、福井県観光連盟が運用するふく旅ライターの作成した記事のURLを引用し、紹介記事を掲載することは可能。ただし、ふく旅ライターの作成記事を掲載する場合は、嶺南の観光紹介に関する記事に限ります。

(3) 紹介記事の作成

- ・カジュアルで分かりやすく、ストーリー性のある記事を月1本以上作成してください。
- ・記事公開前に掲載施設や取材対象者等に内容の確認、HP・SNS等掲載への了承を得ると共に若狭湾観光連盟の確認を受けてください。

(4) 若狭湾観光連盟HPでのイベント情報や体験情報等の掲載

- ・若狭湾観光連盟HPが魅力的なものになるように写真や情報を更新するなど内容を充実させてください。
- ・日々の情報収集や取材を通して得たイベント情報等は、随時、若狭湾観光連盟HPの「イベント情報」「体験情報」など、該当するページに掲載してください。
- ・誘客につながるように適切な時期に掲載してください。

(5) 若狭湾観光連盟SNS（インスタグラム、X）の投稿

- ・敦賀・若狭エリアの魅力を高める旬の話題など、SNSでの投稿に適した内容や話題を投稿してください。
- ・活動日には若狭湾観光連盟のSNSをできる限り毎日更新してください。
- ・フォトコンテストなどのイベントの際には、一般の人が投稿した写真の再投稿を行うなど、イベントの盛り上げにつながるサポートもお願いします。

(6) 新たなSNSアカウントによる情報発信

- ・若狭湾観光連盟のHPやSNSのほかに、特定の話題やテーマなど若狭湾観光連盟のSNSと明確にすみ分けできる内容で新たなSNSアカウントを作成し、運用することができます。
- ・上記の新たなSNSアカウントを作成する場合は、若狭湾観光連盟にあらかじめ承認を受けてください。

(7) その他

- ・(5)(6)で新たに獲得するフォロワー数の目標は、1年目に1,000人以上、2年目に累計で5,000人以上、3年目以降を累計で10,000人以上とします。フォロワーの拡大につながる工夫をしてください。
- ・今後、若狭湾観光連盟のHPやSNSの見直しがある場合、掲載内容等を変更することがあります。
- ・情報発信に関して、公序良俗に反することや人権を侵害することの無いように、公的な情報ツールとしての適切な運用、正しい情報の発信を心掛けてください。

「アウトドアアクティビティ担当者」

敦賀・若狭エリアでは、様々なアウトドアアクティビティを楽しむことができますが、認知が高くないため、個々のアウトドアアクティビティをPRすることや、エリア全体として一体的にアウトドアアクティビティの魅力を発信することが必要であると考えています。そこで、アウトドアアクティビティ事業者（以下「事業者」という。）とコミュニケーションをとりながら、エリアとしての魅力や楽しさが伝わるようにPRを進めてください。

(1) アウトドアアクティビティの情報収集や取材

- ・お客様目線でアウトドアアクティビティを実際に体験したり、事業者やインストラクター、スタッフとのコミュニケーションを通して、また、出会う人々との会話を楽しみながら、下記(2)～(5)の業務に必要な情報収集や取材を随時行ってください。
- ・情報収集や取材の際には魅力が伝わるような写真を撮ってください。
- ・事業者からの情報収集や取材を通して、事業者が困っていることなどが発見できると良いです

し、また、敦賀・若狭エリアのアウトドアアクティビティに共通する課題が見えてくるとなお良いです。

(2) 若狭湾観光連盟HPにアウトドアアクティビティ紹介ページを新たに開設

(FUKUI 若狭 ONEweb 福井「若狭路」の観光サイト)

- ・HP内に若狭湾観光連盟と隊員で相談のうえ決定した場所にアウトドアアクティビティ紹介ページを新たに開設してください。
- ・紹介ページには、アウトドアアクティビティを楽しめる施設や場所の基本情報（名称、住所、連絡先、営業時間、料金、写真等）やイベント情報等、利用促進や誘客につながる情報を掲載してください。

(3) アウトドアアクティビティを紹介する紹介記事の作成

- ・カジュアルで分かりやすく、ストーリー性のある記事を月1本以上作成してください。
- ・記事公開前に掲載施設や取材対象者等に内容の確認、HP・SNS等掲載への了承を得ると共に若狭湾観光連盟の確認を受けてください。

(4) アウトドアアクティビティの磨き上げ

- ・(1)に記載する情報収集や取材等を通して必要性を確認し、事業者がお互いに情報交換や意見交換できる場を設けてください。
- ・情報共有や意見交換の開催は、1年目が1回以上、2年目、3年目はそれぞれ3回以上、4年目は1回以上を目安とし、就任3年間で合計8回以上の開催を目標としてください。
- ・また、事業者が開催する賑わいイベントや体験会等において、必要に応じて企画、開催、運営などに協力してください。
- ・協力の頻度は、1年目が2回以上、2年目、3年目がそれぞれ6回以上、4年目は2回以上を目安とし、就任3年間で合計16回以上を目標としてください。

(5) 新たなSNSアカウントによる情報発信

- ・若狭湾観光連盟のHPやSNSのほかに、特定の話題やテーマなど若狭湾観光連盟のSNSと明確にすみ分けできる内容で新たなSNSアカウントを作成し、運用することができます。
- ・上記の新たなSNSアカウントを作成する場合は、若狭湾観光連盟にあらかじめ承認を受けてください。

(6) その他

- ・今後、若狭湾観光連盟のHPやSNSの見直しがある場合、掲載内容等を変更することがあります。
- ・情報発信に関して、公序良俗に反することや人権を侵害することの無いように、公的な情報ツールとしての適切な運用、正しい情報の発信を心掛けてください。

3 活動イメージ

㊦観光情報全般担当者

○1年目

- ・まずは敦賀・若狭エリアでの生活に馴染み、この地域の魅力を感じてください。そのため、できるだけ多くの場所を訪れ、実際に観光したり、体験したり、あるいはグルメを味わうなどと共に、コミュニケーションを通して知り合いを増やしてください。
- ・自身が体験して感じた魅力を、記事や投稿を通して広く発信してください。

○2年目

- ・引き続きエリア内の魅力を体験しながら情報発信を行ってください。
- ・作成する記事や投稿を読んだ人が、実際に行ってみよう、体験してみよう、食べてみようと感じる記事づくりを目指してください。

○3年目以降

- ・SNSはフォロワーのエンゲージメント率の増加を目指してください。また、ホームページはPV数の拡大を目指してください。

④アウトドアアクティビティ担当者

○1年目

- ・まずは敦賀・若狭エリアでの生活に馴染み、また、この地域の魅力を感じてください。そのため、できるだけ多くの場所を訪れ、実際に観光したり、体験したり、あるいはグルメを味わうなどすると共に、コミュニケーションを通して知り合いを増やしてください。
- ・アウトドアアクティビティの体験を通して自身が感じた魅力を記事や投稿を通して広く発信してください。

○2年目

- ・引き続き事業者やインストラクター、スタッフ、あるいは体験者などとのコミュニケーションなどを通して理解を深めながら情報発信を行ってください。
- ・作成する記事や投稿を読んだ人が、実際に行ってみよう、体験してみようと感じる記事づくりを目指してください。

○3年目以降

- ・SNSはフォロワーのエンゲージメント率の増加を目指してください。また、ホームページはPV数の拡大を目指してください。
- ・課題解決の対策や誘客拡大につながる対策などをアクティビティ事業者とともに検討したり、提案もできるようになると望ましいです。

4 活動終了後について

- ・県内の観光関連団体（観光協会等）との関わりによって生まれた新しい事業のアイデアをご自身の手で実現するなど、ソーシャルビジネスを起業するという道が考えられます。
- ・ご縁の深まった観光関連団体での情報発信専門人材として就職する道も考えられます。
- ・就職や起業については、可能な範囲で県もサポートします。

5 活動拠点

若狭湾観光連盟（福井県小浜市遠敷1丁目101 庁舎内2階）

6 募集対象

(1) 応募資格

「観光情報全般担当者」は、⑥を除くすべての要件を満たす方

「アウトドアアクティビティ担当者」は、下記すべての要件を満たす方

- ①次のア、イのいずれかに該当する方で、採用後、生活拠点を福井県敦賀・若狭エリアに移し、住民票を移動できる方。

ア. 応募時点で三大都市圏をはじめとする都市地域に在住している方

イ。「地域おこし協力隊」として活動していた方で、「同一地域における活動2年以上、かつ解雇1年以内」の方

- ②令和7年4月1日時点で20歳以上の方
- ③過去5年以内に観光情報をSNSで発信した経験がある方
- ④Instagram、Xを運用することが出来る方
- ⑤ライターとして、取材交渉から記事作成までの一連の作業を経験したことがある方
- ⑥主催者やスタッフの一員として観光客が体験できるアウトドアアクティビティの運営やアウトドアアクティビティイベント等の開催に過去5年以内に携わった経験がある方(外国人観光客を受入した経験があれば、なお好ましい。)
- ⑦任期終了後、福井県内に定住する意思があり、情報発信を専門に福井県内の観光振興や地域活性化に取り組む意思がある方
- ⑧基本的なパソコン操作（Word、Excel、PowerPoint、電子メール、SNS等）ができる方
- ⑨普通自動車運転免許を有する方、または活動開始までに取得予定の方
- ⑩心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方
- ⑪地方公務員法第16条に規定する欠格自由に該当しない方
- ⑫暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない方

（2）求める人物像

- ・自分が体験した楽しいこと・おいしいものをおすすめすることが好きな方
- ・観光団体や観光施設、宿泊施設、飲食施設、農林水産物の生産者等、観光に携わる様々な事業者等と意欲的にコミュニケーションを図り、情報発信することに興味関心がある方
- ・任期最長3年間の活動を通して福井県敦賀・若狭エリアを中心とした地域での就業に結びつける意欲のある方

福井県地域おこし協力隊に共通して求められる人物像

<p>○向いている人</p> <ul style="list-style-type: none">・自立自走でき、かつチームプレイも取り組める方・人の話を聞き、円滑にコミュニケーションを取れる方・好奇心を持ち、楽しみながら前向きに仕事ができる方	<p>○向いていない人</p> <ul style="list-style-type: none">・主体性なく何ごとにも悩みやすい方・つい不平不満や悪口、愚痴を口にしてしまう方・本当の自分を出せず、意見をいえない方
--	--

（3）活動に有効と思われるスキル

- ・インターネットを利用した情報発信（HP、Instagram等媒体は問わない）が得意な方
- ・文章の作成が得意な方
- ・過去にSNSを運用し頻繁に更新を行っていた方

7 身分および委嘱期間

（1）身分

福井県知事が地域おこし協力隊員として委嘱し、若狭湾観光連盟が業務委託契約を締結します。
(いずれの組織とも雇用関係はありません。)

(2) 委嘱期間

委嘱日から最長3年間(令和7年8月に採用した場合は、令和10年7月までを委嘱期間とします。)

※委嘱の開始日については、令和7年7月下旬を目途に、内定者と協議の上決定します。

※隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても業務委託契約を解除できることとします。

8 待遇等

(1) 活動日数

年間の活動日数は192日(目安として月16日を12カ月)を上限とし、初年度は採用日から年度末までの日数に応じて調整します。

(2) 活動時間

1日の活動時間はおおむね8時間を基本とします。ただし、活動内容等により時間等を調整できるものとします。

(3) 報酬・活動経費

報酬	月 333,330 円 (月 16 日活動の場合) ※毎月の活動状況を確認の上支給します。 ※賞与及び手当等の支給はありません。
活動経費	活動に必要な経費等は予算の範囲内で県から支給します。 【活動経費として対象となるもの(例)】 ・委嘱期間中の住居に係る家賃(上限あり) ・事業に係る自動車の燃料費、リース費(上限あり) ・消耗品等に要する経費 ・事業に係る損害保険・賠償責任保険料 (ただし、国民健康保険料や国民年金保険料等は自己負担) ・研修等に要する経費 【活動経費として対象とならないもの(例)】 ・事業収入を伴う経費 ・土地、建物の購入費 ・高額な物品(備品)購入費 ・その他個人の資産となる経費

(4) 勤務地

福井県若狭合同庁舎内の若狭湾観光連盟を予定しています。

採用決定後には、同連盟での勤務を中心に活動予定ですが、リモートワークも可能です。

ただし、週に1回程度、または、必要に応じて若狭湾観光連盟において対面で打合せ等を行う予定です。

(5) 副業・兼業

地域おこし協力隊の業務に支障がない範囲で可能ですが、副業をする場合は若狭湾観光連盟にあらかじめ相談をしてください。

既に副業をされている方も歓迎いたします。ただし、応募用紙に現在の副業の内容などを記載してください。地域おこし協力隊の業務に支障がないか判断します。

(6) その他

- ①雇用保険には加入しません。健康保険、年金保険等は御自身でご加入ください。
- ②業務活動以外の経費（引っ越しや生活用品、住居の光熱水費等）は自己負担になります。
- ③業務に使用する PC 端末については、基本的に私用端末を使用いただきます。なお、ご自身の端末を持っていない場合は、貸与することも可能です。（要相談）

9 応募方法

(1) 募集期間

令和7年5月16日（金） ～ 令和7年6月30日（月）※必着
（採用者が決定次第、募集終了）

(2) 提出書類（①、②は全員、③は該当者のみ提出）

次の①～③の書類を郵送または以下のURLにアクセスし、福井県電子申請サービス（インターネット）によりご提出ください。

電子申請サービス：<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/Pk8sE41P>

なお、提出された書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

- ① 令和7年度 福井県敦賀・若狭エリア魅力発信プロデューサー「地域おこし協力隊」応募用紙
- ②住民票の写し（令和7年4月1日以降に発行したもの）
- ③2年以上続けて地域おこし協力隊として活動し、かつ、解嘱から1年以内であることが確認できる書類（辞令の写し等）

※地域おこし協力隊経験者であって、地域要件の特例の適用を受ける方のみ

(3) 郵送の場合の提出先

福井県 嶺南振興局 嶺南プロジェクト推進室

〒917-0297 福井県小浜市遠敷1丁目101

T E L : 0770-56-2212 Email : reinan-project@pref.fukui.lg.jp

10 選考方法

○第1次選考

- ・提出書類をもとに書類審査を行います。
- ・選考結果については、令和7年7月10日（木）までに応募者全員にメールまたは文書で通知します。合格者には、併せて第2次選考の日程等詳細をお知らせします。

○第2次選考

- ・第1次選考合格者を対象に、福井県小浜市（嶺南振興局を予定）にて面接を行います。
- ・選考結果については、令和7年7月24日（木）までに第2次選考参加者全員にメールまたは文書で通知します。

※応募に係る経費（郵送料、交通費等）は応募者の自己負担になります。

※選考の経過および結果についてのお問合せには応じられません。

11 問い合わせ先

福井県 嶺南振興局 嶺南プロジェクト推進室

〒917-0297 福井県小浜市遠敷1丁目101

T E L : 0770-56-2212 Email : reinan-project@pref.fukui.lg.jp

<福井県地域おこし協力隊全般について>

福井県 未来創造部 定住促進課

地域おこし協力隊担当

〒910-8085 福井県福井市大手3丁目17-1

T E L : 0776-20-0665 Emai : teiju@pref.fukui.lg.jp

※応募にあたって、事前に募集内容の確認等を行いたい場合は、お気軽に上記までお問合せください。電話、メール、オンライン面談等でご対応いたします。